

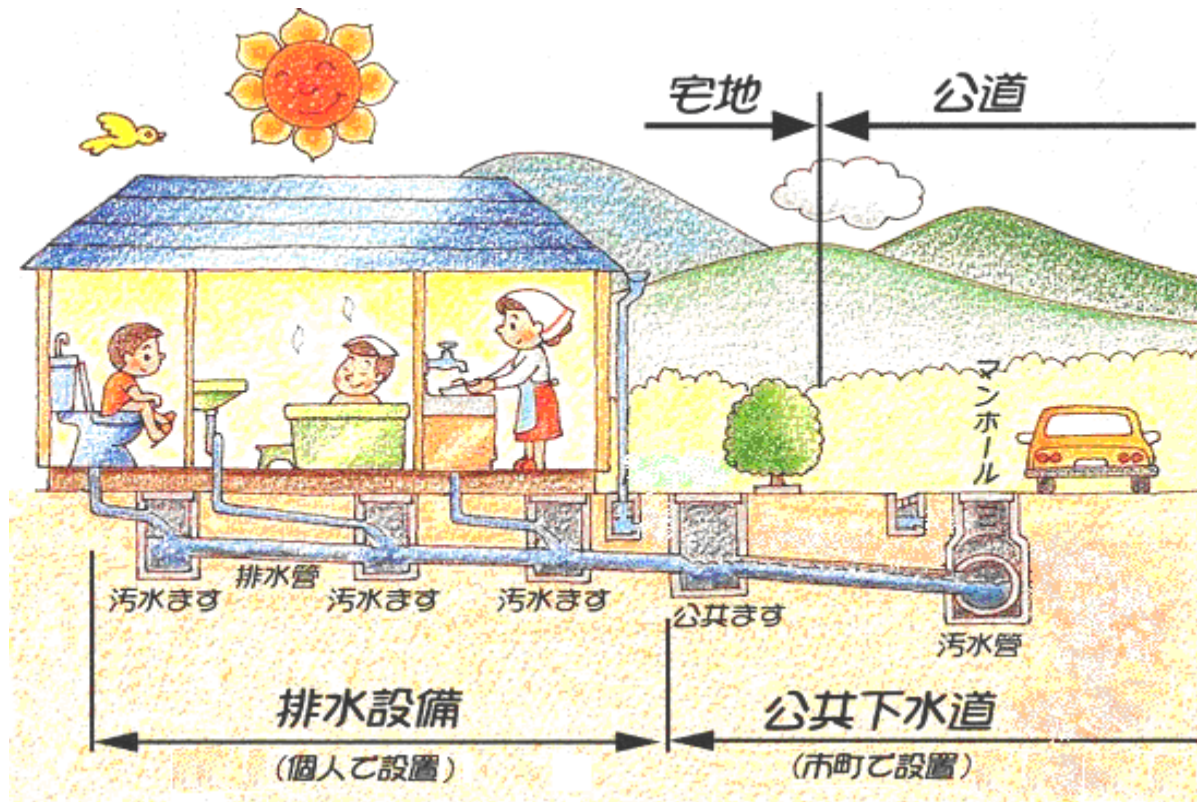
## 排水設備の設置と汲取り式トイレの水洗化

### ◎排水設備の設置

排水設備とは、一般家庭、事務所等から排水される敷地内の汚水（台所、風呂場、洗濯等の廃水及び工場廃水）が排水管をとおして「公共ます」までつなぐために設ける排水施設です。排水設備の工事は個人負担で施工していただくことになります。

既に水洗トイレを設置して、し尿浄化槽を使用している場合は、これまでのし尿浄化槽を使用せずに直接「公共ます」へ接続していただくことになります。

本管から「公共ます」までは市が施工しますが、下水道整備後に「公共ます」を設置する場合は、自己負担となります。



### 排水設備等工事の申し込みは

排水設備の設置や水洗式トイレへの改造工事には、使用する器具・材料・工法などの基準があり、この工事施工に必要な知識や技術を持った人がいる店で工事をする必要があります。

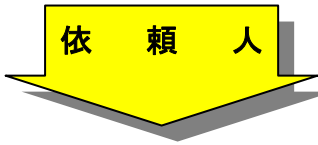
市では、一定水準以上の技術を持った業者を指定しています。市から指定を受けた工事店でなければ排水工事（汲み取り式トイレを水洗式トイレに改造するものを含む）の工事をしてはならないことになっています。このような工事店を「坂井市指定排水設備工事事業者」（略称「指定工事店」）といいます。

指定工事店は、排水設備工事のほか市への手続きなども代行いたしますので、最寄の指定工事店にご相談ください。

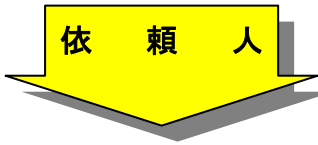


排水設備工事は  
必ず指定工事店で

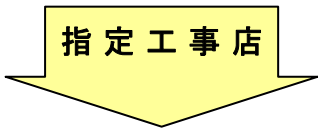
# 工事の手続き



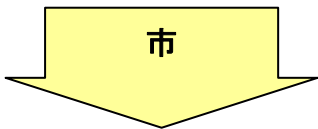
指定工事店を選定し  
計画書・見積書の作成  
を依頼する。



指定工事店と契約し  
工事を依頼します。



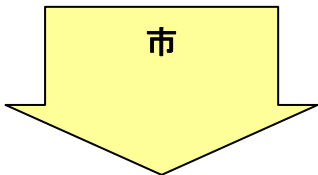
現地調査を行い、排水設備等計画確認申請書を作成し、  
依頼人を通して市に提出します。



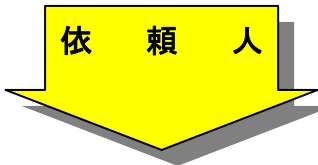
排水設備の設置及び構造について審査します。  
確認手数料として6,000円がかかります。  
(下水道整備後、3年以内の申請は手数料免除)



確認書に基づき工事を施工し、工事が完成しますと5日  
以内に排水設備等工事完了届を市へ提出します。



排水設備等工事完了届によって、施工状態を確認します。  
完了確認に合格すると排水設備等確認済証を依頼人に交付  
します。



指定工事店の請求により工事代金を支払います。

これで工事は終了します。

